

資料 調査票

三豊市 男女の働き方や生活についてのアンケート調査

～ご協力をお願い～

市民の皆様には、日頃から市政にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
三豊市では、令和5年度を初年度とする「第4次三豊市男女共同参画プラン」の策定に向けた取組を進めています。そのため、市民の皆様の男女共同参画に関するご意見を把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施することといたしました。

調査の対象は、18歳以上の市民の皆様の中から無作為に抽出させていただきました。
お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

令和3年11月

三豊市市民環境部人権課

ご記入にあたってのお願い

- 封筒の宛名の本人がお答えください。病気や身体の不自由などの理由で記入が難しい場合は、家族や介護者の方などが、本人の意向を尊重して、無理のない範囲で代筆してください。
 - 回答は、あてはまると思う番号を○で囲んでください。また、各設問文にある(○印1つ)(○印いくつでも)などに注意して記入してください。
- ※ 回答は無記名であり、統計的に処理しますので、プライバシーの保護はもとより、本調査の目的以外に利用することはありません。

本調査はインターネットでの回答も可能です

- スマートフォンで回答する場合 【回答用QRコード】
右のQRコードを読み取り回答画面を開いてください。
 - パソコンで回答する場合
以下のURLより回答画面を開いてください。
<https://wss3.5star.jp/survey/login/x148intb>
 - インターネットでの回答にはIDとパスワードの入力が必要です。
- ID パスワード
- 半角数 半角数字
- ※ ID、パスワードは重複回答を避けるために使用します。個人を特定するための番号ではありません。



調査のお問い合わせ先

三豊市 市民環境部 人権課

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

電話 (0875) 73-3008 FAX (0875) 73-3020



この調査票は、**12月22日(水曜日)**までに、同封の返信用封筒に入れて、返送してください(切手は不要です)。

1 あなたご自身（宛名のご本人）のことにしておたずねします

問1 あなたの性別*をお答えください。（自認する性別をお答えください。）（〇印1つ）

- 1 男性 2 女性 3 その他 4 答えたくない

※ 性別の選択肢については、多様なお答えに配慮して作成しています。以下、性別に関わる質問については、ご自身のお考えに基づいてお答えください。

問2 あなたの年齢をお答えください。（〇印1つ）

- | | | | |
|----------|----------|----------|-----------|
| 1 18～24歳 | 4 35～39歳 | 7 50～54歳 | 10 65～69歳 |
| 2 25～29歳 | 5 40～44歳 | 8 55～59歳 | 11 70～79歳 |
| 3 30～34歳 | 6 45～49歳 | 9 60～64歳 | 12 80歳以上 |

問3 あなたの職業をお答えください。（〇印1つ）

自営業 (経営主又は 共同経営者)	1 農林水産業 2 商工・サービス業 3 自由業（開業医・弁護士等）	注：個人事業主の方は1～3の中から、そのご家族で家業を手伝っている場合は4～6の中からお答えください。
自営業 (家族従業者)	4 農林水産業 5 商工・サービス業 6 自由業（開業医・弁護士等）	
勤め人	7 正社員・正職員 8 公務員・団体職員 9 パート・アルバイト・派遣など	付問「7」「8」と答えた方のみにおたずねします。あなたは管理職ですか。 1 管理職である 2 管理職ではない
その他	10 内職・在宅就業 11 家事専業 12 学生 13 無職 14 その他（ ）	

問4 あなたは結婚をしていますか。（事実婚・パートナーを含む）（〇印1つ）

- 1 結婚している
- 2 結婚していたが、離別・死別した ---- → 問6へお進みください
- 3 結婚していない ----- → 問6へお進みください

問5 【問4で「1」と答えた方のみにおたずねします。】

あなたと配偶者（パートナー）は、共働き（パート・アルバイト等を含む）ですか。

（○印1つ）

1 共働きである	2 共働きではない
----------	-----------

問6 あなたの同居家族の構成をお答えください。（○印1つ）

1 独り暮らし（単身世帯）	4 親と子と孫等（三世代以上同居）
2 あなたと配偶者（パートナー）の二人暮らし	5 その他（ ）
3 親と子（二世帯世帯）	

問7 あなたの同居家族の中に、次の方（あなた自身を含む）はいますか。（○印いくつでも）

1 小学校入学前の子ども	3 介護・介助を必要とする方
2 小学生の子ども	4 いずれもない

問8 あなたが家事（食事のしたくや掃除、洗濯など）、育児（子どもの食事・入浴の世話や送迎など）、介護（夫婦の親族の日常生活の世話など）に費やす時間の合計は、1日あたりどのくらいですか。

（○印1つずつ）

		1時間未満	1～2時間未満	2～3時間未満	3～5時間未満	5時間以上	家事などには関わらない
平日	家事	1	2	3	4	5	6
	育児	1	2	3	4	5	6
	介護	1	2	3	4	5	6
休日	家事	1	2	3	4	5	6
	育児	1	2	3	4	5	6
	介護	1	2	3	4	5	6

2 男女の役割分担と平等意識についておたずねします

問9 あなたは、次の考え方について、どのように思いますか。(○印1つずつ)

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対
① 夫(男)は外で働き、妻(女)は家庭を守るのが望ましい (男は仕事、女は家庭(家事・育児など)という考え方)	1	2	3	4
② 「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方	1	2	3	4
③ 結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない	1	2	3	4
④ 知的能力は、男女の差より個人差の方が大きい	1	2	3	4
⑤ 体力を使う仕事以外は、男女に大きな能力の差はない	1	2	3	4
⑥ 男性は女性を養う必要がある	1	2	3	4
⑦ 男性は女性より多く収入を得る必要がある	1	2	3	4
⑧ 男性の方が論理的である	1	2	3	4
⑨ 男性の方が感情的である	1	2	3	4

問 10 あなたは、次の分野で、男女は平等になっていると思いますか。①から⑧までの項目について、それぞれお答えください。（○印1つずつ）

	男性の方が とても優遇されている	男性が優遇されている どちらかといえば	平等になっている	女性が優遇されている どちらかといえば	女性の方が とても優遇されている	わからない
① 家庭生活では	1	2	3	4	5	6
② 自治会やPTAなどの地域活動の場では	1	2	3	4	5	6
③ 職場（仕事の間）では	1	2	3	4	5	6
④ 学校教育の間では	1	2	3	4	5	6
⑤ 政治の間では	1	2	3	4	5	6
⑥ 法律や制度の上では	1	2	3	4	5	6
⑦ 社会通念・慣習・しきたりなどでは	1	2	3	4	5	6
⑧ 社会全体では	1	2	3	4	5	6

3 職業生活についておたずねします

問 11 あなたは現在、収入を得る仕事をしていますか。（学生のアルバイトは除く）

※病気や出産・育児、家族の介護などで一時休業している場合も、仕事をしていることに含まれます。（○印1つ）

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 1 現在、仕事をしている | |
| 2 以前、仕事をしていたが現在はしていない ---- | → 問 13 へお進みください |
| 3 今まで仕事をしたことがない ----- | → 問 20 へお進みください |

問 12 【問 11 で「1」と答えた方のみにおたずねします。】

あなたは「仕事」と「家庭生活や地域活動」のどちらを優先していますか。(○印1つ)

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 仕事に専念している | 4 家庭生活や地域活動を優先させている |
| 2 仕事を優先させている | 5 家庭生活や地域活動に専念している |
| 3 全て同じように両立させている | |

問 13 【問 11 で「1～2」と答えた方のみにおたずねします。】

あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、次のような男女間の格差がありますか(又は、ありましたか)。(○印いくつでも)

- 1 募集や採用の面で男女に差がある
- 2 賃金や昇給の面で男女に差がある
- 3 昇進や昇格の面で男女に差がある
- 4 配属場所が限られている
- 5 女性の仕事は補助的業務が多い
- 6 女性は業務にあまり関係のない雑用が多い
- 7 職場での研修や研究の機会に男女の差がある
- 8 女性は結婚や出産を機に退職する慣習や雰囲気がある
- 9 男性は育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気がある
- 10 女性はいろいろなハラスメント(嫌がらせ)を受けやすい雰囲気がある
- 11 その他 ()
- 12 特にない ----->問 15 へお進みください

問 14 【問 13 で「1～11」と答えた方のみにおたずねします。】

あなたは、そのような男女間の格差があることに対して、どのように思いますか。(○印1つ)

- 1 大いに不満であり、改善すべきである
- 2 やや不満であり、改善すべきである
- 3 改善すべき点はあるが、ある程度納得している
- 4 現状に満足している
- 5 男女間に格差があるのは、仕方がないことである
- 6 その他 ()
- 7 特に何も感じない(何も感じなかった)

問 18 【問 11 で「1～2」と答えた方のみにおたずねします。】

あなたは、育児休業や介護休業を取得したことがありますか。（〇印1つずつ）

① 育児休業*1	1 取得したことがある 2 制度がなかったため、取得できなかった 3 制度はあったが、取得できなかった 4 これまでは取得する必要がなかったが、子どもが生まれたら取得したい 5 これまでも取得しておらず、今後も取得しようとは思わない
② 介護休業*2	1 取得したことがある 2 制度がなかったため、取得できなかった 3 制度はあったが、取得できなかった 4 これまでは取得する必要がなかったが、家族に介護が必要となれば取得したい 5 これまでも取得しておらず、今後も取得しようとは思わない

※1 原則として1歳に満たない子を養育するための休業制度

※2 2週間以上の期間、常時介護を必要とする状態にある家族を介護するための休業制度（通算93日まで）



問 18①育児休業で「3」又は②介護休業で「3」と答えた方は問 19へ、それ以外の方は問 20へお進みください

問 19 【問 18①育児休業で「3」又は②介護休業で「3」と答えた方のみにおたずねします。】

取得できなかった理由は何ですか。（〇印いくつでも）

1 休業期間中の代替要員が確保できなかったから 2 休業期間中のまわりの人の業務負担が多くなるから 3 代替要員では自分の業務が務まらないから 4 制度を利用しやすい雰囲気ではなかったから 5 休業中の賃金が不安定だから 6 復職時に技術・能力が低下している不安があったから 7 その他（)
--

問 20 あなたは、現在の社会では女性が働きやすい状況*にあると思いますか。（〇印1つ）

1 とても働きやすいと思う 2 ある程度は働きやすいと思う 3 あまり働きやすいとは思わない	4 働きやすいとは思わない 5 どちらともいえない 6 わからない
--	---

※ 育児休業や介護休業制度、子育て支援制度などが充実しており、働きに出やすい状況

問 21 あなたは、男性が育児休業^{※1}や介護休業^{※2}を取得することについて、どう思いますか。
(○印1つ)

- 1 積極的に取得した方がよい
- 2 どちらかという取得した方がよい
- 3 どちらかという取得しない方がよい
- 4 取得しない方がよい
- 5 わからない
- 6 その他 ()

※1 原則として1歳に満たない子を養育するための休業制度

※2 2週間以上の期間、常時介護を必要とする状態にある家族を介護するための休業制度 (通算 93 日まで)



問 21 で「3～4」と答えた方は問 22 へ、それ以外の方は問 23 へお進みください

問 22 **【問 21 で「3～4」と答えた方のみにおたずねします。】**

取得しない方がよいと思う理由は何ですか。(○印いくつでも)

- 1 家庭で育児や介護をしている女性に負担がかかるから
- 2 休業期間中の代替要員の確保が困難だから
- 3 休業期間中のまわりの人の業務負担が多くなるから
- 4 代替要員では業務が務まらないから
- 5 現在の社会では制度を利用しやすい雰囲気ではないから
- 6 休業中の賃金が不安定になるから
- 7 復職時に技術・能力が低下する不安があるから
- 8 その他 ()

問 23 あなたは、一般的に女性が仕事をする事について、どのように思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。(○印1つ)

- 1 結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける方がよい
- 2 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をする方がよい
- 3 子どもができるまでは仕事をする方がよい
- 4 結婚するまでは仕事をする方がよい
- 5 女性は仕事をしない方がよい
- 6 個人の考え方次第で判断すればよい
- 7 その他 ()
- 8 わからない

問 24 あなたは、最近3年ぐらいの間に、次の各種ハラスメント行為について経験したり、身近で見聞きしたりしたことがありますか。（○印それぞれいくつでも）

下記の「用語の解説」もお読みください。	自分が被害を受けたことがある	自分のまわりに被害を受けた人がいる	被害について相談を受けたことがある	自分が被害を与えたことがある (与えたかもしれない)	被害を受けたり、与えたりしたことはない (見聞きしたことはない)
① セクシュアルハラスメント（セクハラ）	1	2	3	4	5
② パワーハラスメント（パワハラ）	1	2	3	4	5
③ マタニティハラスメント（マタハラ）	1	2	3	4	5

用語の解説

① セクシュアルハラスメント（セクハラ）

- 職場などにおいて、相手の望まない性的な言動のこと（性的嫌がらせ）。相手は異性に限らず、同性同士でも起こる場合があります。
- セクシュアルハラスメントは「男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）」の規定により、企業等に対して、その防止措置が義務化されています。

② パワーハラスメント（パワハラ）

- 職場などにおいて、職務上の地位や人間関係などといった権力（パワー）を利用して、精神的、身体的苦痛を与える行為や職場環境を悪化させる嫌がらせ行為のこと。ただし、業務上必要な指示や注意、指導などはパワハラにはあたりません。
- パワーハラスメントは「労働施策総合推進法（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）」の規定により、企業等に対して、その防止措置が義務化されています。

③ マタニティハラスメント（マタハラ）

- 職場などにおいて、働く女性が妊娠や出産を理由に精神的、肉体的な苦痛を受ける嫌がらせ行為のこと。妊娠や出産を理由とした解雇、雇用契約の変更などもマタハラにあたります。
- マタニティハラスメントは「男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）」の規定により、企業等に対して、その防止措置が義務化されています。

問 25 あなたは、男女が共に働きやすい社会環境をつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○印3つまで）

- 1 男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む
- 2 残業を減らす・労働時間を短縮する
- 3 男女が共に育児休業や介護休業を利用しやすくする
- 4 保育や介護のサービスを充実させ、誰もが利用しやすくする
- 5 男性中心型の労働慣行^{※1}を改める
- 6 職場での男女の採用や昇進、賃金などの格差をなくす
- 7 パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件を向上させる
- 8 女性が働くことへの理解が広まるよう啓発する
- 9 職場でのハラスメント（嫌がらせ）をなくす取組を強化する
- 10 農林水産業や自営業の家族間の役割分担や家族経営協定^{※2}の締結を促進する
- 11 その他（ ）
- 12 特になし

※1 男性中心型の労働慣行とは、年功序列制度や男性を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方を指し「昭和の働き方」と揶揄されている。

※2 家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間で十分に話し合い、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

4 家庭生活についておたずねします

問 26 あなたの家庭では、次にあげる家庭内の仕事を主に誰が担っていますか。（○印1つずつ）

	主に夫又は父	主に妻又は母	夫婦又は父母が協力して	その他の人	わからない・する必要がない
① 生活費を得る	1	2	3	4	5
② 日常の家事（食事のしたく・掃除・洗濯など）	1	2	3	4	5
③ 日常の家計の管理	1	2	3	4	5
④ 家族の介護や看護	1	2	3	4	5
⑤ 子育て（育児・しつけなど）	1	2	3	4	5
⑥ 自治会など地域活動への参加	1	2	3	4	5

5 地域活動についておたずねします

問 29 あなたは、次のような活動に参加していますか。又は、参加したことがありますか。
(○印いくつでも)

- 1 自治会、女性会、老人会、青年会、PTA、子ども会等の活動
- 2 趣味や教養、文化芸術、スポーツ、レクリエーションに関する活動
- 3 リサイクル、環境保護、まちづくり等の活動
- 4 健康づくり、福祉、ボランティア、NPO等の活動
- 5 消防、防災、防犯、交通安全等の地域活動
- 6 職業技術や資格の取得に関する活動
- 7 ホームステイ受け入れや海外ボランティア等国際交流活動
- 8 行政の各種委員会や審議会の委員等の公的活動
- 9 その他 ()
- 10 参加していない(参加したことはない)

問 30 女性が今後、地域活動に積極的に参加していくために、どのようなことが必要だと思いますか。(○印3つまで)

- 1 女性を積極的に役職に登用する
- 2 女性が発言しやすい雰囲気づくりをする
- 3 男女が共に参画し協力し合える内容にする
- 4 活動するための施設等を整備する
- 5 家族や周囲の理解を促進する
- 6 接待や後片付け等を女性の役割としない
- 7 女性のリーダーを育成する
- 8 活動する上で必要な情報を提供する
- 9 その他 ()
- 10 特に必要ない
- 11 わからない

問 31 防災・災害復興対策においては、避難所での着替えや授乳の問題など、男女共同参画の視点が必要とされています。今後、どのような取組を強化すべきだと思いますか。
(○印3つまで)

- 1 地域の自主防災組織等への女性の参画を増やす
- 2 市の防災会議や危機管理担当部署等への女性の参画を増やす
- 3 日頃から防災訓練や防災知識の習得の場などに男女が共に参加しやすくする
- 4 女性消防団員を確保、育成する
- 5 地域における女性の防災リーダーを増やす
- 6 避難所の運営に女性の参画を増やす
- 7 災害時に子どもや若い女性、高齢や障害のある女性に配慮する
- 8 男女の違いや多様性に配慮したトイレや避難スペースなどを確保する
- 9 被災した女性の支援に女性ボランティアを活用する
- 10 その他 ()
- 11 特にない

6 暴力等の防止についておたずねします

問 32 あなたは、最近3年ぐらいの間に、ドメスティック・バイオレンス（DV）を身近で経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。（○印いくつでも）

※ 下記の「用語の解説」もお読みください。

- 1 自分が被害を受けたことがある
- 2 自分のまわりに被害を受けた人がいる
- 3 被害について相談を受けたことがある
- 4 自分が被害を与えたことがある（与えたかもしれない）
- 5 被害を受けたり、与えたりしたことはない（見聞きしたことはない）



問 32 で「1」と答えた方は問 33 へ、それ以外の方は問 35 へお進みください

用語の解説

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

- ・夫婦や恋人などの親密な関係にある（あった）パートナーからふるわれる暴力のこと
- （1）身体的暴力（殴る、蹴る、首を絞める、髪を引っ張る など）
- （2）精神的暴力（大声でどなる、無視する、大切にしているものを壊す など）
- （3）経済的暴力（生活費を渡さない、外で働くことを邪魔する など）
- （4）性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しない、妊娠中絶を強要する など）
- （5）社会的隔離（勝手にメールなどを見る、家族や友人との付き合いを制限する など）
- （6）子どもを巻き込んだ暴力（子どもの前で暴力をふるう、ばかにする など）

問 33 【問 32 で「1」と答えた方のみにおたずねします。】

あなたは、被害を受けたことを、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。

（○印いくつでも）

- 1 友人・知人に相談した
- 2 家族や親せきに相談した
- 3 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所、女性相談センター等）に相談した
- 4 法務局・地方法務局、人権擁護委員に相談した
- 5 民生委員・児童委員に相談した
- 6 市役所に相談した
- 7 警察に相談した
- 8 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー等）に相談した
- 9 医療関係者（医師、看護師等）に相談した
- 10 その他（）
- 11 相談しなかった



問 33 で「11」と答えた方は問 34 へ、それ以外の方は問 35 へお進みください

7 男女共同参画の取組についておたずねします

問 36 あなたは香川県や三豊市などが開催している、男女共同参画に関連するセミナーやイベント、講座などに参加したことがありますか。（○印1つ）

- 1 参加したことがある 2 参加したことはない

問 37 あなたは、今後、三豊市が開催する男女共同参画に関するセミナーやイベント、講座などに参加（観覧）してみたいと思いますか。（○印1つ）

- 1 是非参加したい 3 あまり参加したいとは思わない
2 機会があれば参加したい 4 参加しない

問 38 あなたは、次にあげる男女共同参画に関する用語の意味を知っていますか。（○印1つずつ）

	よく知っている	少しは知っている	内容（意味）を知っている	言葉（名称）は	全く知らない
① <u>男女共同参画社会</u> ・男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会のこと。	1	2	3	4	
② <u>女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）</u> ・働く場面で活躍したい全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、事業主に数値目標を盛り込んだ行動計画の策定や情報の公表などを義務付けた法律のこと。	1	2	3	4	
③ <u>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）</u> ・「仕事」と「仕事以外の生活（育児や介護、趣味、学習、地域活動等）」とのバランスをとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。	1	2	3	4	
④ <u>デートDV</u> ・恋人同士などの間で起こるドメスティック・バイオレンス（殴る、蹴るといった身体的な暴力や、大声でどなる、無視といった心理的な暴力など）のこと。	1	2	3	4	

続く
↓

	よく知っている	少しは知っている	内容(意味)を知っている	言葉(名称)は知っている	全く知らない
⑤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法) ・配偶者からの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成 13 年に制定された法律。	1	2	3	4	
⑥ セクシュアル・マイノリティ「LGBT (Q+)」 ・性的な少数者という意味を示し、例えば、性別に違和感を抱えている人や、恋愛感情などが異性に向かう多数派ではない人、身体的な性別や性自認が不明瞭な人などのこと。	1	2	3	4	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・L (レズビアン) : 女性の同性愛者 ・G (ゲイ) : 男性の同性愛者 ・B (バイセクシュアル) : 両性愛者 ・T (トランスジェンダー) : 身体と心の性が一致しない人 ・Q (クエスチョニング、クィア) : 自認する性が定まらない人などの総称 ・+ (その他) </div>	1	2	3	4	

問 39 「世の中ではセクシュアル・マイノリティ (LGBT (Q+)) をめぐる問題は、対応すべき社会的な課題になっている」と思いますか。(○印1つ)

1 そう思う	4 そう思わない
2 どちらかといえばそう思う	5 わからない
3 どちらかといえばそう思わない	

問 40 あなたの友人や知人など、身近な人に「セクシュアル・マイノリティ (LGBT (Q+))」の方はいますか。(○印1つ)

1 いる	3 いないと思う
2 そうかもしれない人がいると思う	4 いない

問 41 あなたは「同性婚※」に対して、どのように思いますか。法律や制度の規定にかかわらず、あなたご自身のお考えとしてお答えください。（〇印1つ）

- | | | |
|------|------|-------------|
| 1 賛成 | 2 反対 | 3 どちらともいえない |
|------|------|-------------|

※ 男性と男性、女性と女性など、同性間で婚姻関係を結ぶこと。三豊市では、互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら自分らしく生きられるまちづくりの一環として「性の多様性に配慮した三豊市パートナーシップ宣誓制度」を、令和2年1月から導入しました。この制度は、セクシュアル・マイノリティのカップルに対し、お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行うことを宣誓した二人の関係を、市が証明する制度です。

問 42 「ワーク・ライフ・バランスが実現した社会」についておたずねします。「誰もが、子育てや介護など、個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方や生き方ができる」という考え方について、あなた自身の生活や身の回りの環境から判断して、5年前と比較してどのように変化していると思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。（〇印1つ）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 良くなったと思う | 4 どちらかといえば悪くなったと思う |
| 2 どちらかといえば良くなったと思う | 5 悪くなったと思う |
| 3 変わらないと思う | 6 わからない |

問 43 あなたは、男女共同参画を積極的に進めるために、行政はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。（〇印5つまで）

- | |
|---------------------------------------|
| 1 男女共同参画の広報・啓発活動を充実する |
| 2 人権や個人の尊重についての啓発や情報提供を充実する |
| 3 LGBT（Q+）など、多様な性に対する理解を促進する |
| 4 学校での男女共同参画についての教育を充実する |
| 5 社会教育など生涯学習の場で男女共同参画についての教育を充実する |
| 6 DVや虐待などの問題について、相談しやすい体制づくりを進める |
| 7 DV等により人権を侵害された被害者を支援する取組を進める |
| 8 市が開催する会議など、政策決定の場に女性を積極的に登用する |
| 9 女性を対象とした人材育成のための取組を進める |
| 10 企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する |
| 11 誰もが参加しやすい地域活動やボランティア活動を促進する |
| 12 男女共同参画推進に取り組む住民活動を支援する |
| 13 外国人など多様な人との交流など、多文化共生の理解を進める |
| 14 ライフステージに応じた生涯にわたる健康づくりを進める |
| 15 育児や家庭生活などに、男性の積極的な参加を促進する |
| 16 子育て支援サービスを充実する |
| 17 高齢者や障害者への介護・介助を支援するサービスを充実する |
| 18 非正規労働者やひとり親家庭など、生活上の困難に直面する家庭を支援する |
| 19 その他（ |
| 20 特になし |

問 44 男女共同参画についてのご意見・ご要望など、どのようなことでもご自由にお書きください。

～ご協力ありがとうございました～

**三豊市 男女の働き方や生活についてのアンケート調査
報告書**

発 行 行／令和4年3月
発 行 者／三豊市 市民環境部 人権課
〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
電 話 (0875) 73-3008
FAX (0875) 73-3020

資料 調査票

三豊市 男女の働き方や生活についての事業所アンケート調査

【ご協力のお願い】

事業者の皆様には、日頃から市政にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
三豊市では、令和5年度を初年度とする「第4次三豊市男女共同参画プラン」の策定に向けた取組を進めています。

この調査は、計画の策定に当たって、事業所の皆様から男女共同参画や女性活躍推進に向けた取組の現状や問題点、ご意見等をお伺いし、基礎的な資料とさせていただくことを目的として実施するものです。

お忙しいところ誠にお手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和3年 11 月

三豊市市民環境部人権課

記入に当たってのお願い

- 1 対象となる「事業所」とは、本(支)社・本(支)店・出張所にかかわらず、この調査票をお送りした住所にある貴事業所を指します。
 - 2 令和3年 11 月1日現在を基準としてご回答ください。
 - 3 回答は、貴事業所の代表者の方又は総務の責任者の方、人事ご担当の方をお願いいたします。
 - 4 回答は、あてはまる番号を○で囲んでください。また、各設問文にある(○印1つ)(○印いくつでも)などに注意して記入してください。
- ※ 回答は無記名であり、統計的に処理し、本調査の目的以外に利用することはありません。

本調査はインターネットでの回答も可能です

■ スマートフォンで回答する場合

右のQRコードを読み取り回答画面を開いてください。

【回答用QRコード】

■ パソコンで回答する場合

以下のURLより回答画面を開いてください。

<https://wss3.5star.jp/survey/login/0icsq0zv>

■ インターネットでの回答にはIDとパスワードの入力が必要です。

ID	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	パスワード	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
半角数字					半角数字				



※ ID・パスワードは重複回答を避けるために使用します。個人を特定するための番号ではありません。

調査のお問い合わせ先

三豊市 市民環境部 人権課

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

電話 (0875) 73-3008 FAX (0875) 73-3020

この調査票は、**12月22日(水曜日)**までに、同封の返信用封筒に入れて、返送してください(切手は不要です)。

問1 このアンケートにお答えいただくのは、どなたですか。（〇印1つ）

※ 複数にわたる場合は主な職種を1つお答えください。

1 事業所の代表者の方	3 総務・人事のご担当の方
2 総務・人事の責任者の方	4 その他（ ）

問2 貴事業所の業種をお答えください。（〇印1つ）

※ 業種が複数にわたる場合は、主な業種を1つお答えください。

1 農林漁業	10 不動産業・物品賃貸業
2 鉱業	11 学術研究・専門・技術サービス業
3 建設業（土木・建築・設備工事等）	12 宿泊業・飲食サービス業
4 製造業	13 生活関連サービス業 ^{※1} ・娯楽業
5 電気・ガス・熱供給・水道業	14 教育・学習支援業
6 情報通信業（電話・放送・インターネット等）	15 医療・福祉
7 運輸業・郵便業	16 その他のサービス業 ^{※2}
8 卸売業・小売業	17 その他（ ）
9 金融業・保険業	

※1 クリーニング、理美容、旅行代理店、冠婚葬祭等

※2 機械修理、自動車整備、清掃、産廃物処理、紹介・派遣、ビルメンテナンス等

問3 貴事業所の形態をお答えください。（〇印1つ）

1 単独事業所（他の場所に本社、支社などを持たない事業所）
2 本社・本店（他の場所に支社などを持ち、それらを統括する事業所）
3 支社・支店・営業所等の支所・工場（他の場所にある本社などの統括を受けている事業所）

問4 貴事業所の常時雇用者数を雇用形態別に記入してください。

※ 「該当する方がいない」場合は「0（ゼロ）」とお答えください。

	正規雇用 （正社員・正職員）	正規雇用以外 （パート・アルバイト、 嘱託、派遣社員等）	合計
男 性	人	人	人
女 性	人	人	人

常時雇用者とは、次のような人を言います。

- 期間を定めずに、又は、1か月を超える期間を定めて雇われている人
- 臨時・パート労働者等で、調査日前2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われた人
- 役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている人
- 上記の条件に該当する、他の事業所からの出向者（他の事業所へ出向している人は除く）

問5 貴事業所の管理職等の人数を男女別に記入してください。（管理職とは、正規雇用のうち、配下の従業員を指揮・監督する立場にある役職、課長職以上などを言います。）

※ 「該当する方がいない」場合は「0（ゼロ）」とお答えください。

	管理職			合計
	部長以上相当職	課長相当職	係長相当職	
男性	人	人	人	人
女性	人	人	人	人

問6 貴事業所では、ポジティブ・アクションに対する取組をしていますか。（〇印いくつでも）

※ 下記の「用語の解説」もお読みください。

- 1 男女共同参画を進める担当部署や担当者を設け、事業所内の推進体制を整備している
- 2 女性の管理職への登用について、年次的な目標値を定め、意欲と能力のある女性の登用を積極的に行っている
- 3 女性が能力発揮できる分野・機会を提供している
- 4 女性が方針決定の場へ参画できる機会を拡大している
- 5 女性の採用を拡大している
- 6 仕事と家庭の両立のための制度を整備し、活用を促進している
- 7 女性の能力開発を進めるための研修などを行っている
- 8 その他（)
- 9 今後取り組む予定である
- 10 取り組む予定はない

用語の解説

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

- ・ 固定的な性別による役割分担意識や慣行などから、例えば「営業職に女性がほとんど配置されていない」「管理職は男性が大半を占めている」など、男女労働者の間に事実上、差が生じている時、それを解消するため企業が行う自主的かつ積極的な取組です。単に女性を「優遇」するためのものではなく、女性が男性よりも能力を発揮しにくい環境にある場合に、そのような状況を「改善」するための取組です。

問7 貴事業所では、女性を管理職に登用することについて、どのような課題がありますか。

※ 女性従業員がいない事業所の場合は、一般的な見解として回答できる範囲でお答えください。
(○印いくつでも)

- 1 管理能力の面で、女性の適任者が少ない
- 2 女性はすぐやめてしまうので、人材として育てにくい
- 3 女性には家庭での責任があるので、長時間の労働を要求しにくい
- 4 女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない
- 5 上司や同僚の男性従業員に、女性管理職への認識や理解が不十分な点がある
- 6 業務内容の性質上、女性には管理職を任せられない、あるいは向いていない
- 7 管理職になってもらいたい女性はいるが、在職年数などの条件を満たしていない
- 8 目標となる女性の先輩職員がいないので、次が育たない
- 9 顧客が女性管理職を嫌がる
- 10 女性登用の機運が盛り上がっていない
- 11 その他 ()
- 12 特に問題はない

問8 貴事業所では、今後、女性の管理職の登用について、主にどのように考えていますか。

(○印1つ)

- 1 積極的に登用していく予定である
- 2 能力や経験に応じて登用していく予定である
- 3 人数を限定して登用していく予定である
- 4 職種や職域を限定して登用していく予定である
- 5 職位を限定して登用していく予定である
- 6 その他 ()
- 7 登用は考えていない

問9 貴事業所では、女性従業員は、結婚や妊娠、出産、家族の介護などの節目に、どのような働き方を選ぶことが多いですか。(○印1つ)

- 1 勤務条件などを変えず、ずっと働く(育児休業、介護休業等の取得を含む)
- 2 勤務条件などを変えて、ずっと働く(フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など)
- 3 結婚を機に仕事をやめる
- 4 妊娠を機に仕事をやめる
- 5 出産を機に仕事をやめる
- 6 家族の介護のために仕事をやめる
- 7 その他 ()
- 8 該当者がいない

問 10 貴事業所では、女性従業員は、結婚や妊娠、出産、介護などの節目に、どのような働き方をしてほしいと思いますか。（〇印1つ）

※ 女性従業員がいない場合は、貴事業所の見解としてお答えください。

- | | |
|---|---|
| 1 | 勤務条件などを変えず、ずっと働く（育児休業、介護休業等の取得を含む） |
| 2 | 勤務条件などを変えて、ずっと働く（フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など） |
| 3 | 結婚を機に仕事をやめる |
| 4 | 妊娠を機に仕事をやめる |
| 5 | 出産を機に仕事をやめる |
| 6 | 家族の介護のために仕事をやめる |
| 7 | その他（ ） |
| 8 | 本人の考え方に任せる |

問 11 貴事業所では、平成 30（2018）年 4 月から令和 3（2021）年 3 月までの 3 年間に育児休業（産前・産後休業を除きます）・介護休業を取得した従業員はいますか。現在、取得の申請をしている従業員も含めてお答えください。（〇印1つずつ）

	①育児休業を取得した従業員		②介護休業を取得した従業員	
	いる	いない	いる	いない
男性	1	2	1	2
女性	1	2	1	2

問 12 貴事業所において、今後、育児休業や介護休業制度を定着させる上で、特に課題となっていることは何ですか。（〇印いくつでも）

- | | |
|----|---|
| 1 | 休業期間中の代替要員の確保が難しい |
| 2 | 休業者の復職後、代替要員の処遇が難しい |
| 3 | 休業期間が前後するなど、人員計画が立てにくい |
| 4 | 休業者の周りの人の業務負担が多くなる |
| 5 | 代替要員では業務が務まらない、又は効率が落ちる |
| 6 | 制度を利用しやすい雰囲気がない |
| 7 | 制度を利用する人と利用しない人の不公平感がある |
| 8 | 休業中の賃金等の負担が大きい |
| 9 | 復職時に技術・能力が低下している場合がある |
| 10 | その他（ ） |
| 11 | 特になし |

問 13 貴事業所では、従業員に対して、育児や介護と仕事の両立を支援するために、取り組んでいることがありますか。（〇印いくつでも）

- 1 育児・介護における休業制度を設けている
- 2 育児休業や介護休業取得者への手当を支給している
- 3 勤務時間短縮などの措置を講じている
- 4 時間外労働の免除又は制限制度を設けている
- 5 フレックスタイム制など柔軟な勤務制度を採用している
- 6 社員の理解を促進するために社内報などを活用して啓発している
- 7 育児・介護休業者への職場復帰プログラムを実施している
- 8 事業所内に託児施設を設けている
- 9 事業所内に心身の健康相談窓口を設けている
- 10 学校行事やPTA行事等に参加しやすい休暇制度を設けている
- 11 結婚や出産・介護などで、一旦退職した従業員に対する再雇用制度を設けている
- 12 その他（ ）
- 13 特に取り組んでいることはない

問 14 貴事業所では「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※」に取り組んでいますか。（〇印1つ）

- 1 積極的に取り組んでいる
- 2 現在、取り組んでいないが、今後、取り組んでいきたい
- 3 今後、取り組んでいきたいが余裕がない
- 4 どのような取組をすればよいのかわからない
- 5 ワーク・ライフ・バランスが何かを知らない
- 6 取り組むつもりはない

※ 企業等における「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」とは、例えば、育児休業・介護休業を取得しやすい環境づくりを進めることや時短勤務など、家庭生活との調和を保つことができるような支援体制づくりを進める取組です。

問 15 貴事業所では、男女が共に働きやすい社会環境をつくるために、どのようなことが必要だと思いますか。（〇印3つまで）

- 1 男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む
- 2 残業を減らす・労働時間を短縮する
- 3 男女が共に育児休業や介護休業を利用しやすくする
- 4 保育や介護のサービスを充実させ、誰もが利用しやすくする
- 5 職場での男女の採用や昇進、賃金などの格差をなくす
- 6 パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件を向上させる
- 7 職場でのハラスメント（嫌がらせ）の防止に努める
- 8 性別にかかわらず、職業を選択できるようにする
- 9 女性が働くことへの理解が広まるよう啓発する
- 10 農林水産業や自営業の家族間の役割分担や家族経営協定*の締結を促進する
- 11 その他（ ）
- 12 特になし

※ 家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間で十分に話し合い、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

問 16 貴事業所では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に影響がありましたか。（〇印1つ）

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| 1 深刻な悪影響があった | 3 あまり影響はない---→問 18 へお進みください |
| 2 多少の悪影響があった | 4 プラスに影響した---→問 18 へお進みください |

問 17 【問 16 で「1」「2」と回答した方におたずねします。】
どのような影響がありましたか。（〇印いくつでも）

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 受注・売上げの減少 | 8 商品や材料の仕入れの停滞 |
| 2 来客数の減少 | 9 感染症対策に伴うコストの増加 |
| 3 取引先の減少 | 10 新規事業の停止 |
| 4 営業時間の短縮 | 11 イベントの自粛や席数の制限 |
| 5 受注単価の低下 | 12 出張など移動の自粛 |
| 6 資金調達の悪化 | 13 その他（ ） |
| 7 人員の削減 | |

問 18 貴事業所では、テレワークを実施していますか。（〇印1つ）

- 1 実施していない -----→問 21 へお進みください
- 2 一部の社員で実施している
- 3 ほぼ全社員で実施している

問 19 【問 18 で「2」「3」と回答した方におたずねします。】
 テレワークはいつ頃から実施していますか。（〇印1つ）

- | |
|---------------------------|
| 1 新型コロナウイルスが発生する前から実施している |
| 2 新型コロナウイルスが発生してから始めた |

問 20 【問 18 で「2」「3」と回答した方におたずねします。】
 どのような部署で実施していますか。（〇印いくつでも）

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1 営業 | 5 研究・開発部門 |
| 2 総務・経理・人事部門 | 6 製造・建設（現場） |
| 3 企画・広報部門 | 7 その他（ ） |
| 4 情報システム部門 | 8 部署を問わず全体的に実施している |

問 21 貴事業所では、最近3年間に、次の①から④までの項目について、従業員から相談等がありましたか。（〇印1つずつ）

	相談があった	相談はなかった
次の「用語の解説」もお読みください。		
① セクシュアルハラスメント（セクハラ）	1	2
② パワーハラスメント（パワハラ）	1	2
③ マタニティハラスメント（マタハラ）	1	2
④ ドメスティック・バイオレンス（DV）	1	2

用語の解説
<p>① <u>セクシュアルハラスメント（セクハラ）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場などにおいて、相手の望まない性的な言動のこと（性的嫌がらせ）。相手は異性に限らず、同性同士でも起こる場合があります。 ・セクシュアルハラスメントは「男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）」の規定により、企業等に対して、その防止措置が義務化されています。
<p>② <u>パワーハラスメント（パワハラ）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場などにおいて、職務上の地位や人間関係などといった権力（パワー）を利用して、精神的、身体的苦痛を与える行為や職場環境を悪化させる嫌がらせ行為のこと。ただし、業務上必要な指示や注意、指導などはパワハラにはあたりません。 ・パワーハラスメントは「労働施策総合推進法（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）」の規定により、企業等に対して、その防止措置が義務化されています。

③ マタニティハラスメント（マタハラ）

- 職場などにおいて、働く女性が妊娠や出産を理由に精神的、肉体的な苦痛を受ける嫌がらせ行為のこと。妊娠や出産を理由とした解雇、雇用契約の変更などもマタハラにあたります。
- マタニティハラスメントは「男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）」の規定により、企業等に対して、その防止措置が義務化されています。

④ ドメスティック・バイオレンス（DV）

- 夫婦や恋人などの親密な関係にある（あった）パートナーからふるわれる暴力のこと

- (1) 身体的暴力（殴る、蹴る、首を絞める、髪を引っ張る など）
- (2) 精神的暴力（大声でどなる、無視する、大切にしているものを壊す など）
- (3) 経済的暴力（生活費を渡さない、外で働くことを邪魔する など）
- (4) 性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しない、妊娠中絶を強要する など）
- (5) 社会的隔離（勝手にメールなどを見る、家族や友人との付き合いを制限する など）
- (6) 子どもを巻き込んだ暴力（子どもの前で暴力をふるう、ばかにする など）

- 平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が制定され、配偶者からの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護が図られています。

問 22 貴事業所では、各種ハラスメント（嫌がらせ）の対策として、どのようなことに取り組んでいますか。（〇印いくつでも）

- 1 就業規則や社内規程などでハラスメント禁止を規定している
- 2 社内（社外）に相談窓口を設置している
- 3 会社や職員組合などで対策委員会のような機関を設置している
- 4 ハラスメントが発生した時の対応マニュアルを定めている
- 5 社内啓発のための研修などを開催している
- 6 啓発資料などを配布している
- 7 その他（)
- 8 取り組む必要性は感じているが、進んでいない
- 9 取り組む必要性を感じない

問 23 貴事業所として、今後、男女共同参画社会を実現するために、どのようなことが必要だと思いますか。(〇印5つまで)

- 1 代表者をはじめ、全社員を対象とした男女共同参画の意識啓発を充実すること
- 2 募集・採用における男女差をなくすこと
- 3 配置・昇進・教育訓練における男女差をなくすこと
- 4 賃金における男女差をなくすこと
- 5 定年・退職・解雇における男女差をなくすこと
- 6 ハラスメントやDV等の防止措置が取られていること
- 7 LGBT(Q+)※など多様な性に配慮した募集・採用や職場環境が整備されていること
- 8 制服等に関する規定や強要をなくすこと
- 9 育児休業や介護休業制度が男女共に活用されていること
- 10 仕事と家庭の両立を可能にするような環境の整備が十分であること
- 11 育児などで一旦退職した場合の再就職の機会があること
- 12 人事評価などで、性別により評価することがないよう基準を定めること
- 13 性別による仕事の分業がないこと
- 14 相談窓口を充実すること
- 15 その他()
- 16 特にない

用語の解説

※セクシュアル・マイノリティ「LGBT(Q+)」とは

・性的な少数者という意味を示し、例えば、性別に違和感を抱えている人や、恋愛感情などが異性に向かう多数派ではない人、身体的な性別や性自認が不明瞭な人などのこと。

- ・L (レズビアン)：女性の同性愛者
- ・G (ゲイ)：男性の同性愛者
- ・B (バイセクシュアル)：両性愛者
- ・T (トランスジェンダー)：身体と心の性が一致しない人
- ・Q (クエスチョニング、クィア)：自認する性が定まらない人などの総称
- ・+ (その他)

問 24 貴事業所では、男女共同参画を積極的に進めるために、行政はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。（〇印5つまで）

- 1 男女共同参画の広報・啓発活動を充実する
- 2 人権や個人の尊重についての啓発や情報提供を充実する
- 3 L G B T（Q+）など、多様な性に対する理解を促進する
- 4 学校での男女共同参画についての教育を充実する
- 5 社会教育など生涯学習の場で男女共同参画についての教育を充実する
- 6 D V や虐待などの問題について、相談しやすい体制づくりを進める
- 7 D V 等により人権を侵害された被害者を支援する取組を進める
- 8 市が開催する会議など、政策決定の場に女性を積極的に登用する
- 9 女性を対象とした人材育成のための取組を進める
- 10 企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する
- 11 誰もが参加しやすい地域活動やボランティア活動を促進する
- 12 男女共同参画推進に取り組む住民活動を支援する
- 13 外国人など多様な人との交流など、多文化共生の理解を進める
- 14 ライフステージに応じた生涯にわたる健康づくりを進める
- 15 育児や家庭生活などに、男性の積極的な参加を促進する
- 16 子育て支援サービスを充実する
- 17 高齢者や障害者への介護・介助を支援するサービスを充実する
- 18 非正規労働者やひとり親家庭など、生活上の困難に直面する家庭を支援する
- 19 その他（）
- 20 特にない

問 25 男女共同参画の促進に向けたご意見やご提言、ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

～ご協力ありがとうございました～

資料 調査票

三豊市 男女の働き方や生活についての 高校生アンケート

～ご協力をお願い～

三豊市では「第3次三豊市男女共同参画プラン」に基づき、男性も女性も、共に責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、様々な施策に取り組んでいます。

このアンケートは、三豊市の高等学校に通う皆さんが日頃から思っていること、行っていることなどについて知り、これからの男女共同参画づくりに役立てることを目的としています。

調査は、誰が記入したのか分からないよう無記名で行いますので、安心して思ったことを記入してください。

回答へのご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年11月

三豊市市民環境部人権課

男女共同参画社会とは？

性別にかかわらず、一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮することができる社会のこと。

男女共同参画社会がめざす将来のイメージ図 (男女共同参画が実現された社会をイメージすると・・・)

家庭では

- 家事や育児・介護など、男女が協力し、負担がかたよることがありません。
- 家庭生活と、仕事や地域活動とのバランスがとれた、豊かな暮らしが実現されています。



学びの場では

- 男女平等の視点に立った保育や学校教育が推進され、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人を育てています。
- 地域で、誰もが参加しやすい学習の場が整い、男女が共に積極的・主体的に参加しています。



働く場では

- 女性の働く機会が増え、意欲に応じて活躍できる場が広がっています。
- 男性でも育児をする人が増え、出産後も安心して子育てしながら働く女性が増えています。
- 職場や議会など、いろいろな場において、性別にかかわらず意見が反映されています。



地域社会では

- 町内会や地域の活動で、性別にかかわらず意見が反映されています。
- 男女が個性と能力を発揮しながら、地域活動やボランティア活動に積極的に参加しています。
- 人にやさしく、暮らしやすい地域づくりが実現されています。



問1 あなたの性別*をお答えください。(自認する性別をお答えください。)(O印1つ)

- | | | | |
|------|------|-------|----------|
| 1 男性 | 2 女性 | 3 その他 | 4 答えたくない |
|------|------|-------|----------|

※ 性別の選択肢については、多様なお答えに配慮して作成しています。以下、性別に関わる質問については、ご自身のお考えに基づいてお答えください。

問2 あなたが通っている学校はどこですか。(O印1つ)

- | | |
|----------|-------------------|
| 1 笠田高等学校 | 3 四国学院大学香川西高等学校 |
| 2 高瀬高等学校 | 4 香川高等専門学校詫間キャンパス |

問3 あなたと同居している家族を教えてください。(単身赴任など仕事の関係で離れて暮らす人も含む。)(あてはまるものすべてにO)

- | | | |
|------|------|---------|
| 1 父親 | 3 祖父 | 5 きょうだい |
| 2 母親 | 4 祖母 | 6 その他の人 |

問4 あなたは「男女共同参画社会」という言葉を知っていましたか。又は聞いたことがありましたか。(O印1つ)

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 知っている(聞いたことがある) | 2 知らない(聞いたことはない) |
|-------------------|------------------|

問5 あなたは、次の考え方について、どのように思いますか。(O印1つずつ)

	賛成	いえば賛成 どちらかと	いえば反対 どちらかと	反対
① 夫(男)は外で働き、妻(女)は家庭を守るのが望ましい (男は仕事、女は家庭(家事・育児など)という考え方)	1	2	3	4
② 「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方	1	2	3	4
③ 知的能力は、男女の差より個人差の方が大きい	1	2	3	4
④ 体力を使う仕事以外は、男女に大きな能力の差はない	1	2	3	4
⑤ 男性の方が論理的である	1	2	3	4
⑥ 男性の方が感情的である	1	2	3	4

問6 あなたは、次の分野で、男女は平等になっていると思いますか。①から⑧までの項目について、それぞれお答えください。（○印1つずつ）

	男性の方が とても優遇されている	男性が優遇されている どちらかといえば	平等になっている	女性が優遇されている どちらかといえば	女性の方が とても優遇されている	わからない
① 家庭生活では	1	2	3	4	5	6
② 自治会などの地域活動の場では	1	2	3	4	5	6
③ 授業・部活・校則・委員会活動等では	1	2	3	4	5	6
④ 進路指導・職業紹介等では	1	2	3	4	5	6
⑤ 政治の場では	1	2	3	4	5	6
⑥ 法律や制度の上では	1	2	3	4	5	6
⑦ 社会通念・慣習・しきたりなどでは	1	2	3	4	5	6
⑧ 社会全体では	1	2	3	4	5	6

問7 あなたは、次のようなことで、まわりの人から「男だから〇〇しなさい」や「女だから〇〇しなさい」と言われたことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

1 ことばづかい	9 テレビ番組
2 服装や身だしなみ	10 友達関係
3 整理整とん	11 家に帰る時刻
4 家事の手伝い	12 スポーツ
5 食事のしかた	13 お金の使い方
6 座り方	14 泣いた時
7 歩き方	15 その他（)
8 勉強	16 言われたことはない

問8 あなたの家庭では、次の①から⑥までの項目を、誰が行っていますか。最もよく行っている人をお答えください。（〇印1つずつ）

現 実	や兄弟、祖父など) 主に男の家族（父親	や姉妹、祖母など) 主に女の家族（母親	男女が同じくらい	その他の人	誰もしない（する 必要がない）
① 日常の家事（食事のしたく、掃除・洗たくなど）	1	2	3	4	5
② ごみ出し	1	2	3	4	5
③ 子どもの世話	1	2	3	4	5
④ 祖父母など高齢者の世話	1	2	3	4	5
⑤ 学校行事への参加（授業参観、PTA等）	1	2	3	4	5
⑥ 生活費を得ること	1	2	3	4	5

問9 あなたは、次の①から⑥までの項目について、主に誰が行うことが理想だと思いますか。（〇印1つずつ）

理 想	や兄弟、祖父など) 主に男の家族（父親	や姉妹、祖母など) 主に女の家族（母親	男女が同じくらい	その他の人	誰もしない（する 必要がない）
① 日常の家事（食事のしたく、掃除・洗たくなど）	1	2	3	4	5
② ごみ出し	1	2	3	4	5
③ 子どもの世話	1	2	3	4	5
④ 祖父母など高齢者の世話	1	2	3	4	5
⑤ 学校行事への参加（授業参観、PTA等）	1	2	3	4	5
⑥ 生活費を得ること	1	2	3	4	5

問 10 あなたは、家の手伝いをしていますか。（あてはまるものすべてに○）

1 家の掃除	6 洗たく
2 食事のしたく	7 きょうだいの世話
3 食事のあとかたづけ・食器洗い	8 祖父母など高齢者の世話
4 ごみ出し	9 その他（ ）
5 買物（おつかい）	10 手伝いはしていない

問 11 働いている女性は、結婚や妊娠、出産などを機に仕事をやめる人が多い現状があります。あなたは、どのような女性の働き方が望ましいと思いますか。（○印1つ）

1 子どもができて、お休みをもらいながらずっと働き続けるほうがよい
2 子どもができたら働くことをやめて、子どもが大きくなったら再び働くほうがよい
3 子どもができたら、仕事をしないほうがよい
4 結婚したら、仕事をしないほうがよい
5 女性は仕事をしないほうがよい
6 わからない

問 12 あなたの希望する進路は次のうちどれですか。（○印1つ）

1 高等学校まで	5 理系大学（4年制）まで
2 専門学校・各種学校まで	6 大学院（6年制大学を含む）まで
3 短期大学まで	7 その他（ ）
4 文系大学（4年制）まで	

問 13 あなたは、次の言葉の意味を知っていますか。（○印1つずつ）

	内容まで知っている	言葉を見たり聞いた したことがある	知らない
① <u>ジェンダー</u> しきたりや慣習など、社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」という性別に関する意識。	1	2	3
② <u>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）</u> 「仕事」と「仕事以外の生活（育児や介護、趣味、学習、地域活動等）」とのバランスを取り、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。	1	2	3

続く



	内容まで知っている	言葉を見たり聞いたの したことがある	知らない
<p>③ ドメスティック・バイオレンス (DV) 夫婦や恋人などの親密な関係にある(あった)パートナーからの暴力のこと。(夫婦には、婚姻届を出していない事実婚や同性婚を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 身体的暴力：殴る、ける、首を絞める、髪を引っ張る など • 精神的暴力：大声でどなる、無視する、大切にしているものを壊す など • 経済的暴力：生活費を渡さない、外で働くことを邪魔する など • 性的暴力：性行為を強要する、避妊に協力しない、妊娠・中絶を強要する など • 社会的隔離：勝手にメールなどを見る、家族や友人との付き合いを制限する など • 子どもを巻き込んだ暴力：子どもに暴力を見せる、子どもの前でパートナーをばかにする など 	1	2	3
<p>④ デートDV 一緒に暮らしていない恋人同士などの間で起こるドメスティック・バイオレンス (DV) のこと。</p>	1	2	3
<p>⑤ 性的マイノリティ (性的少数者) / LGBT (Q+) 性的な少数者という意味を示し、例えば、性別に違和感を抱えている人や、恋愛感情などが異性に向かう多数派ではない人、身体的な性別や性自認が不明瞭な人などのこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> • L (レズビアン)：女性の同性愛者 • G (ゲイ)：男性の同性愛者 • B (バイセクシュアル)：両性愛者 • T (トランスジェンダー)：身体と心の性が一致しない人 • Q (クエスチョニング、クィア)：自認する性が定まらない人などの総称 • + (その他) 	1	2	3

*

問 14 あなたは、恋人などから、次の①から④までの項目について、したり、されたり、自分のまわりで見たり聞いたりしたことがありますか。（それぞれあてはまるものすべてに○）

	したかもしれない	されたかもしれない	見たり聞いたりしたことがある	ない
① 殴る、けるなどの身体的暴力	1	2	3	4
② 大声でどなる、無視するなどの精神的暴力	1	2	3	4
③ 性行為を強要するなどの性的暴力	1	2	3	4
④ 勝手にメールなどを見る、人との付き合いを制限するなどの社会的隔離	1	2	3	4

問 15 あなたは、DVの相談機関を知っていますか。（あてはまるものすべてに○）

1 三豊市役所（子育て支援課）	4 香川県警察総合相談センター
2 香川県子ども女性相談センター	5 三豊警察署生活安全課
3 かがわ男女共同参画相談プラザ	6 相談できる機関を知らない

問 16 あなたは今までに自分の身体の性、心の性又は恋愛対象の性などで悩んだことがありますか。（○印1つ）

1 悩んだことがある	2 悩んだことはない	----→問 18 へお進みください
------------	------------	--------------------

問 17 【問 16 で「1」と答えた方のみにおたずねします。】

具体的にどのようなことに悩みましたか、また、悩んでいますか。

問 18 男女共同参画社会を実現するためには、どうすれば良いと思いますか。今までに、あなたが困ったり、悩んだりしたことや、必要だと思うことや変えていきたいと思うことを自由に書いてください。また、将来のことなどについて、意見があれば自由に書いてください。

～ご協力ありがとうございました～